

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。なお、郵送以外は令和8年4月7日（火）必着となりますのでご注意ください。

◇提出方法

(1) 郵送による場合（令和8年4月7日（火）当日消印有効）

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 農政課行

(2) F A Xによる場合＝027-223-8527

(3) 電子メールによる場合＝nousei@city.maebashi.gunma.jp

※電子メールの場合、意見提出用紙のファイルを暗号化するなど、セキュリティにご留意ください。

(4) 直接ご提出いただく場合

市庁舎7階農政課に直接ご提出ください。

※意見等の公表の際には、住所・氏名は公表しません。

※個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

◇問い合わせ先

前橋市役所 農政部農政課

電話027-898-6703（直通）